

くらしの安心情報

情報ファイル NO.270

令和7年1月10日

高級ブランド品のコートを格安で販売するという動画サイトの広告を見て注文しました。その後、偽物を販売する悪質通販サイトだと分かったのですが...

相談内容

【相談者 30代 男性】

先日、スマホの動画サイトに、「30万円のブランド品のコートを2万円で販売する」という広告が表示され、代金引換で注文しました。本日、自宅に宅配業者からの不在票が入っており、商品の送付主をインターネットで調べたところ、悪質通販サイトの偽物だという口コミがあり、当該ブランドの公式サイトでは、偽物への注意喚起がなされていました。このまま受取拒否をしてもよいでしょうか...

対処方法

インターネットの動画サイトで、高級ブランド品を大幅な値引きで販売するという広告から、悪質通販サイトに誘導され、商品を注文してしまったという相談が寄せられています。支払い方法が「代金引換」しか選択できないことが多く、代金引換で宅配業者に代金を支払うと、後で商品が偽物だとわかって被害の回復が困難になります。

○相談者には、受取拒否をただけでは解約したことにはならないので、販売業者に、メール等で注文のキャンセルを連絡するよう助言しました。

悪質な通販サイトには、次のような特徴が見られます。購入前によく確認しましょう。

- ・ 市場では希少なものがこのサイトでは入手可能である。
- ・ ブランド、メーカー品で価格が通常より安い。
- ・ サイト内の説明が不自然な日本語の文章になっている。
- ・ 支払い方法が限定されている。振込先の銀行口座の名義が個人名である。
- ・ キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない。
- ・ サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない、など。

不安に思ったり、トラブルになった場合には、一人で悩まないで、早めに最寄りの消費生活センターにお問い合わせください。(消費者ホットライン「188(いやや)」へ)

購入前によく確認
すべきだった...



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

富山本所 (県東部にお住まいの方) TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 (県西部にお住まいの方) TEL: 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」(お近くの相談窓口につながります。)